

平成二十年法律第四十号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 歴史的風致維持向上基本方針（第四条）
第三章 歴史的風致維持向上計画の認定等（第五条～第十二条）	第四章 歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置（第十三条）
第一節 歴史的風致形成建造物（第十二条～第二十一条）	第二節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例（第二十二条～第三十条）
第五章 歴史的風致維持向上地区計画（第三十一条～第三十三条）	第六章 歴史的風致維持向上支援法人（第三十一条～第三十七条）
第七章 雜則（第三十八条～第三十九条）	第八章 罰則（第四十条～第四十一条）
附則	第一章 総則（目的）

イ 文化財保護法 昭和二十五年法律第二百四号 第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要な文化財、重要な有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物」という。）の用に供される土地	ロ 文化財保護法第二百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地
二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るために施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。	二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るために施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。（国及び地方公共団体の努力義務）
（目的）	（目的）
第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地などが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るために、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もつて都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。（定義）	第一条 この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
第二条 この法律において「重点区域」とは、道域及びその周辺の土地の区域であること。	第二条 この法律において「重点区域」とは、道域において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。
一 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。	一 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。
二 一のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。	二 一のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
三 一のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。	三 一のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
四 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項	四 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項
五 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項	五 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
六 次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項	六 次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項
七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要な事項	七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要な事項

3 前項第三号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。	4 第十二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針
四 第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
五 その他の主務省令で定める事項	五 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。）の整備に関する事項
六 計画期間	六 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。）の整備に関する事項
七 その他の主務省令で定める事項	七 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。）の整備に関する事項

区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を除く。）であつて、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成して、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となつて歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合には、その全員）及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあつては、当該公共施設の管理者（当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該市町村が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）であるときは、当該市町村の教育委員会の意見を聴くことを要しない。

市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物（以下「有形文化財等」という。）に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（歴史的風致形成建造物の指定の提案）

第十三条 認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めることにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならぬ。

支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造物に該当するときは、主務省令で定めることにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合は、その全員）の同意を得て、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。

2 市町村長は、前項の規定による届出をした者のとして政令で定める行為

三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

二 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更することを提案することができる。

3 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物について前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

（指定の通知等）

第十四条 市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあっては、その全員とし、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。）に通知しなければならない。

2 市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（増築等の届出及び勧告等）

第十五条 歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他の主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（指定の解除）

市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来たすものであると認めるときは、その届出をして、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による届出に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（重要文化財建造物等又は重要な伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

支障を來さないよう、適切に管理しなければならない。

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が当該認定重点区域に構成する建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

（台帳）

2 前項の台帳の作成及び保管に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の徴収）

第十九条 市町村長は、歴史的風致形成建造物に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘査して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

2 前項の台帳を作成し、これを保管しなければならない。

（台帳）

第二十条 市町村長は、必要があると認めるときは、主務省令で定める。

（歴史的風致形成建造物の現状に關する報告の徴収）

第二十一条 市町村長は、必要があると認めるときは、歴史的風致形成建造物の所有者に対する報告の現状について報告を求めることができる。（管理又は修理に關する技術的指導等）

2 条第一項第一号に規定する有形文化財、同法（当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨をその内容に含むものに限る。）を受けた歴史的風致形成建造物（文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同法

第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財又は同法第二百三十三条に規定する登録記念物であるものを除く。以下この項において同じ。)の所有者その他当該歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

前項に定めるもののほか、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、市町村長又は支援法人に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する必要な助言その他の援助を求めることができる。

第二節 歴史的風致維持向上施設の整備

(土地改良施設である農業用用排水施設の管理の特例)

第二十二条 都道府県は、支援法人に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第一号に規定する農業用用排水施設(同号に該当するものに限る。)の管理の全部又は一部を委託することができる。

土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項に規定する農業用用排水施設についての同項の規定による管理の委託について準用する。

この場合において、同条第一項中「その国営土地改良事業」とあるのは、「その都道府県営土地改良事業」と、「準拠して」とあるのは、「準拠する」とともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された同法第五条第三項第一号に規定する農業用用排水施設(同号に該当するものに限る。)の管理に関する事項の内容に即して「と読み替えるものとする。

(農用地域内における開発行為の許可の特例)

第二十三条 第五条第三項第一号に掲げる事項(同号口に該当する農業用用排水施設に係るものに限る。)が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合において、当該農業用用排水施設の存する農用地区域内の開発行為(農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為をいいう。)について、同法第十五条の二第一項の許可の申請があつたときにおける同条第四項の規定の適用については、同項第三号中「機能」と

あるのは、「機能又は当該農業用用排水施設が形成している歴史的風致(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上」とする。

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、第五条第八項の認定を受けた町村(以下この条及び第二十九条において「認定町村」という。)の区域内の重要な文化財建造物等に係るもの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会(当該認定町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定町村の長)が行うことができる。

一 文化財保護法第四十三条第一項から第四項までまでの規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)をし、並びに現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命ずること。

二 文化財保護法第五十四条(同法第八十六条及び第七十七条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項、第一百三十条(同法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項、第六百三十条(同法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第六百三十一條第一項の規定により、報告を求め、並びに立入調査及び調査のため必要な措置をさせること。

第二十五条 認定市町村は、認定計画期間内に限り、都市公園法第一条の三の規定にかかるわらず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持又は公園施設の新設・増設若しくは改築(以下この条において「都市公園の維持等」という。)を行うことができる。

認定市町村は、前項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

認定市町村は、第一項の規定により都市公園の許可の取消しをする場合において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法(平成五年法律第八十九号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容及び当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合においては、文化財保護法第五十五条第一項又は第二百三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため

あるのは、「機能又は当該農業用用排水施設が形成している歴史的風致(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上」とする。

第二十六条 認定市町村は、第五条第三項第三号に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けたときは、駐車場整備計画(駐車場法第四条第一項に規定する駐車場整備計画をいう。以下この条において同じ。)において、その記載された事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

第二十七条 認定市町村は、前項の規定により地下駐車場整備計画概要(以下この条において「地下駐車場整備計画概要」という。)を定めようとするときは、当該認定市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

(都市公園の管理の特例等)

第二十八条 認定市町村は、前項の規定により駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「地下駐車場整備計画概要」という。)を定めようとするときは、当該認定市町村が特定地方公共団体であるときは、この限りでない。

第一項の規定により地下駐車場整備計画概要が定められた駐車場整備計画が駐車場法第四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該地下駐車場整備計画概要に基づく都市公園の地下の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、当該占用が同法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(歴史的風致形成建造物等の管理の特例等)

第二十九条 認定市町村又は支援法人は、認定重点区域内の次に掲げる施設の所有者(所有者が二人以上いる場合には、その全員)との契約に基づき、当該施設の管理を行うことができる。

一 歴史的風致形成建造物の維持等を行う場合においては、主務省令で定める施設のとして主務省令で定める施設は、管理に関する事項が記載された歴史的風致維持向上施設である公共施設その他の地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとされる。

二 支援法人が前項の規定により管理する施設内に代わつた都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる处分についての審査請求の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び歴史的風致維持向上支援法人（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「歴史的風致維持向上支援法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は歴史的風致維持向上支援法人」とする。

（市街化調整区域内における開発行為の許可の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、その記載された事項の内容に即して行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた開発区域（同法第四条第十三項に規定する開発区域をいう。）以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第四号に掲げる建築行為に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為が同法第三十三条第一項に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（都市綠地法の規定による特別綠地保全地区における行為の制限に関する事務の町村長による実施）

第二十九条 都道府県知事は、都市綠地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項、同法第十七条第二項並びに同法第十九条において読み替えて準用する同法第十二条第一項及び第二項の規定

によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域内の特別綠地保全地区（同法第十二条第一項に規定する特別綠地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市綠地法の適用については、同法第四条第二項第四号中「第十七条」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同条第六项中「同号口から二までに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れられた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府県等」とあるのは「同号口から二までに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十四条第一項に規定する認定町村（以下単に「認定町村」という。）と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県等」とあるのは「認定町村」と、同法第十七条第二項中「町村又は第六十九条第一項の規定により指定された綠地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「綠地保全・緑化推進法人」という。）」を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は綠地保全・緑化推進法人を、「とあるのは「第六十九条第一項の規定により指定された綠地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「綠地保全・緑化推進法人」という。）」をと認めた」とする。

（電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例）

3 市街化調整区域内の特別綠地保全地区（同法第十二条第一項に定める事項のほか、都市計画に第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号から第四号までに規定する事務を行ふ場合における都市綠地法の適用については、同法第四条第二項第四号中「都道府県等」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、同条第六项中「同号口から二までに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十四条第一項に規定する認定町村（以下単に「認定町村」という。）と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県等」とあるのは「認定町村」と、同法第十七条第二項中「町村又は第六十九条第一項の規定により指定された綠地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「綠地保全・緑化推進法人」という。）」を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は綠地保全・緑化推進法人を、「とあるのは「第六十九条第一項の規定により指定された綠地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「綠地保全・緑化推進法人」という。）」をと認めた」とする。

2

4 歴史的風致維持向上地区計画においては、都

一 主として街区の居住者、滞在者その他の者の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（次条において単に「都市計画施設」という。）を除く。以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下この章において「歴史的風致維持向上地区整備計画」という。）

二 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

三 当該区域の土地利用に関する基本方針

四 前項第三号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 次に掲げる建築物等のうち、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のため、当該区域において整備すべき建築物等の用途及び規模に関する事項

二 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の販売を中心とする目的とする店舗

三 前項第三号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 次に掲げる建築物等のうち、当該区域において整備すべき建築物等の用途及び規模に関する事項

二 地域の歴史上価値の高い美術品、地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品その他のこれらに類する物品の展示を中心とする目的とする展示場、博物館又は美術館とする工場

三 前号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本的事項

四 前号に規定する建築物等の整備（既存の建築物等の用途を変更して同号に規定する建築物等とすることを含む。）をすべき土地の区域

一 貢献することとなる土地の区域であること。

二 当該区域における歴史的風致の維持及び向上に支障を來し、又は與えおそれがあると認められる土地の区域であること。

三 当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることとあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項」とあるのは「第十七条」と、同法第三十一条第一項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定による土地の買入れ」とする。

二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限（壁面後退区）（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。次条において同じ。）における工作物（建築物を除く。次条において同じ。）の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第三十条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの。

三 現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの。

五 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めるに当つては、次に掲げるところに従わなければならぬ。

六 土地利用に関する基本方針は、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が図られるよう定めること。この場合において、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域については、当該区域の周辺の住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障を來さないように定めること。

二 地区施設は、当該地区施設が、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

三 歴史的風致維持向上地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致にふさわしい用途、容積、高さ、配列及び形態を備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が行われることとなるよう定めること。

四 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

七 地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることがあることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都

八 第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画（上地区整備計画）

九 第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

七 地区整備計画を定めなければならない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることがあることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都

八 第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画（上地区整備計画）

九 第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

七 地区整備計画を定めなければならない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることがあることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都

八 第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画（上地区整備計画）

九 第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

七 地区整備計画を定めなければならない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることがあることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都

八 第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画（上地区整備計画）

九 第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

七 地区整備計画を定めなければならない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることがあることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都

八 第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画（上地区整備計画）

九 第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

七 地区整備計画を定めなければならない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることがあることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都

八 第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画（上地区整備計画）

九 第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

七 地区整備計画を定めなければならない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることがあることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都

八 第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画（上地区整備計画）

九 第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条の二及び附則第十二条第一項を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る)、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から八十七条まで、第一百十二条、第一百七十七条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る)、第一百九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
 (罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二十六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第四条中生産緑地法第三条に一項を加える改正規定、第二十三条第五条及び第三十七条の改正規定、同法第十条の改正規定、同条の次に五条を加える改

項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条の二及び附則第十二条第一項を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四号)第三条、第四十条、第四十一条、第四十五条から四十九条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六六十八条、第五十六条、第六十九条及び第七十七条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日
 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第四項及び第二十八条第二項の規定の適用については、同法第五条第四項中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市(第二十八条第二項において「施行時特例市」と、同法第二十八条第二項中「若しくは中核市」とあるのは、「中核市若しくは施行時特例市」とする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する(経過措置の原則)

第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二

三条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十五条の改正規定に限る)、第三十一条第五項第一号の改正規定に限る)、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四号)第三条、第四十条、第四十一条、第四十五条から四十九条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六六十八条、第五十六条、第六十九条及び第七十七条までの規定 平成二十七年四月一日
 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第四項及び第二十八条第二項の規定の適用については、同法第五条第四項中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市(第二十八条第二項において「施行時特例市」と、同法第二十八条第二項中「若しくは中核市」とあるのは、「中核市若しくは施行時特例市」とする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する(経過措置の原則)

第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二

三条(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十五条の改正規定に限る)、第三十一条第五項第一号の改正規定に限る)、第十九条、第二十条、第二十二条及び第二十三条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四号)第三条、第四十条、第四十一条、第四十五条から四十九条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六六十八条、第五十六条、第六十九条及び第七十七条までの規定 平成二十七年四月一日
 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第四項及び第二十八条第二項の規定の適用については、同法第五条第四項中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市(第二十八条第二項において「施行時特例市」と、同法第二十八条第二項中「若しくは中核市」とあるのは、「中核市若しくは施行時特例市」とする。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する(経過措置の原則)

第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年四月二三日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。